



JR 東労組水戸

JR 東労組 水戸地方本部
発行責任者 村 田 祐 一
編 集 情 宣 部 担 当

2025.9.3

No.9

申2号「2026年度セカンドキャリアスタッフの募集についてに関する緊急申し入れ」提出！

5月7日に、JR東労組本部は本社より「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方」の提案を受け、現在も団体交渉を行っています。提案資料では「セカンドキャリアスタッフ制度の必要な手続きについては、令和7年度内に進めることとする」との記載があり、会社は「実施に向けた必要な準備は議論と並行して進めさせていただく」と述べ、7月18日に「2026年度セカンドキャリアスタッフの募集について」を発出し、7月24日～8月8日までの期限で募集を開始しました。

その様な中で、組合員がセカンドキャリアスタッフの申込書を募集期間内に提出しましたが、本人の手違いにより封筒が戻ってきたため、8月12日に水戸支社に問い合わせを行い相談しました。人事担当者から申込書を再度郵送するように指示され郵送を行いました。しかし、8月22日に水戸支社総務・広報・勤労ユニットの担当者より「本社と相談した結果、募集を受付けることができない」旨の連絡を受けました。会社は、募集期間内に組合員が申込書を提出し、郵送物が戻ってきたという証明する証拠がないことから受付けないとしています。

しかし、高年齢者雇用安定法により、使用者は、労働者（社員）が70歳まで就業機会を確保できるよう努める義務を負っています。今回、会社は組合員が明確に就業する意思を示しているにもかかわらず、手続上のミスを理由に就業機会を一切与えないという対応をしています。このような会社の対応は、上記努力義務を履行していると言えないことはもちろん、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十全に発揮できるようにするという、高年齢者雇用安定法の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

また、手続き上の課題をすべて自己責任にする経営姿勢をあらため、国鉄改革を担いJR東日本の会社の発展のために努力を惜しまず行った組合員の働く意欲を示した申込書の受理を求めます。

従って、組合員の働く意欲と意思を尊重するために緊急申し入れを行いました。JR東労組は組合員の雇用と利益を守るため、団体交渉を行います。

要求項目

1. 国鉄改革からJR東日本発足以降の努力と奮闘に報いるために「2026年度セカンドキャリアスタッフ」の募集期間に組合員が働く意欲を示した申込書を受理すること。また、組合員に対して丁寧な対応を行うこと。

安全・健康・ゆとり・働きがいの持てる職場をつくり出すため、JR東労組に結集しよう！